

日本語学習支援について

法令

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

■目的(第1条から抜粋)

多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的とする。

■地方公共団体の責務(第5条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

外国人材受入れに関する専門部会からの報告

外国人材受入れに関する調査報告書(令和3年12月21日外国人材受入れに関する専門部会)

■外国人材は、ともに地域のまちづくりを担う一員であるという認識のもと、課題となっているコミュニケーションや日本語能力に関する支援や医療・保健・福祉等、彼らに必要な支援を行うとともに、(中略)多文化共生社会構築に向け、今後も幅広く取組を進めていくことを期待する。

■支援に当たっては、事業者が雇用者として果たす責任との役割分担に留意するとともに、その手法については、外国人が就労する業種ごとにテーマを設けた講座を開催することや、多様なツールを用いること等が考えられるとの意見があった。

主な日本語学習機会等

■外国人のための日本語講座

公益財団法人岐阜市国際交流協会(以下「協会」)実施事業

大学等で日本語を教える講師による講座を安価に提供。

難易度別に3段階のクラスを設定し、半年間で全26回(全13回のクラスもあり)

■ボランティア教室

マンツーマン、少人数グループで学習

■民間の日本語学校

スクール形式の学習。進学、就労等目的に合わせたコース選択。

■企業の日本語研修

職場での研修、日本語学校への通学を通じて、仕事に必要な日本語の習得

岐阜市の取組

■日本語教育人材の育成

日本語の教え方講座及び日本語学習サポーター勉強会…協会への委託事業

■日本語を話し、交流する場の提供

日本語くらぶ(日本人ボランティアと日本語での会話等を楽しむイベント)、コミュニティとの連携事業(外国人市民と日本人市民の交流イベント)等…協会への委託事業

■外国人からの意見聴取

日本語学習に関する現状や要望を聴取…協会への委託事業(令和4年2月実施)

■補助金の交付

日本語学習機会の確保等を目的として、協会の「外国人のための日本語講座」へ補助金を交付

▶▶▶ 第2回の審議会において、より詳細をご説明の上、ご意見をいただく予定